

## 第2 一般取扱所（危政令第19条）

### 1 区分

#### （1）一般取扱所とは

ア 「一般取扱所」とは、危政令第3条第4号で規定する「給油取扱所」、「販売取扱所」、「移送取扱所」以外の取扱所であり、これら以外のあらゆる取扱い形態に係る取扱所が該当する。

イ 危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。

ウ 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第1石油類）から水素を製造する次の施設は一般取扱所として取り扱う。【H28 消防危37】

（ア）原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。当該工程では、熱源として灯油が消費されるとともに、副産物としてトルエン（第1石油類）が生成される。なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以下である。

（イ）メチルシクロヘキサン、トルエン、及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。

（ウ）トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。

#### （2）技術基準の適用

一般取扱所は取り扱う危険物の種類、数量、取扱形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のように区分される。（第2-1表参照）。

第2-1表 各種の一般取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
一般取扱所	19 I	
火薬類	19 I + 41	72
高引火点危険物	19 I + III	28 の 61
アルキルアルミニウム等	19 I + IV	28 の 63・28 の 64
アセトアルデヒド等	19 I + IV	28 の 63・28 の 65
ヒドロキシルアミン等	19 I + IV	28 の 63・28 の 66
特定の用途のもの	19 I + II	28 の 54
①吹付塗装作業等	19 I + II (1)	28 の 55
②洗浄作業	19 I + II (1 の 2)	28 の 55 の 2
③焼入れ作業等	19 I + II (2)	28 の 56
④ボイラー等	19 I + II (3)	28 の 57
屋上設置	19 I + II (3)	28 の 57
⑤充てん作業	19 I + II (4)	28 の 58
高引火点危険物	19 I + II (4) + III	28 の 58・28 の 62
⑥詰替え	19 I + II (5)	28 の 59
⑦油圧装置等	19 I + II (6)	28 の 60
⑧切削装置等	19 I + II (7)	28 の 60 の 2
⑨熱媒体油循環装置	19 I + II (8)	28 の 60 の 3
⑩畜電池設備	19 I + II (9)	28 の 60 の 4

注：算用数字は条を、ローマ数字は項を、( )内は号を表している。

これらの複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、施設の形態に応じて設置者の意思により選択できるものである。

## 2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設からの独立性があること等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定する。

### (1) 危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所

危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一の規制範囲とする。

また、建物内に設置するものは建物一棟をもって一の規制範囲とする。(一棟規制)

イ 「5 特殊な一般取扱所」に定めるものは、アによらず、それぞれ別に定める規制範囲とする。

### (2) 危政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所

危政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、危政令第 19 条第 2 項各号（第 4 号、第 5 号を除く。）を適用する一般取扱所は、建物の一部に設置される危険物を取り扱う区画室、屋内の設備又は屋上の設備をもって一の規制範囲とする（以下「部分規制」という。）。(第 2-2 表参照)

イ 危政令第 19 条第 2 項第 4 号を適用する車両に固定されたタンクに危険物を充填する一般取扱所は、充填作業等のための空地周囲に設けられる建築物の壁、排水溝等で囲まれた部分をもって一の規制範囲とする。

ウ 危政令第 19 条第 2 項第 5 号を適用する容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所は、詰め替え作業等のための空地周囲に設けられる塀、道路境界線で囲まれた部分をもって一の規制範囲とする。

第2-2表 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の規制範囲

取扱形態	適用する危規則		規制範囲
吹付塗装作業等 (1号)	危規則第28条の55	第2項	区画室単位※
洗浄作業 (1号の2)	危規則第28条の55の2	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位 (屋内)
焼入れ作業等 (2号)	危規則第28条の56	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位 (屋内)
ボイラー等 (3号)	危規則第28条の57	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位 (屋内)
		第4項	設備単位 (屋上)
充填作業 (4号)	危規則第28条の58	第2項	イによる
詰替え作業 (5号)	危規則第28条の59	第2項	ウによる
油圧装置等 (6号)	危規則第28条の60	第2項	区画室単位
		第3項	区画室単位
		第4項	設備単位 (屋内)
切削装置等 (7号)	危規則第28条の60の2	第2項	区画室単位
		第3項	設備単位 (屋内)
熱媒体油循環装置 (8号)	危規則第28条の60の3	第2項	区画室単位※
蓄電池設備 (9号)	危規則第28条の60の4	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位 (屋上)

(注) ()内は危政令第19条第2項各号を表している。

区画室単位：建物に設置される危険物を取り扱う区画室をもって一の許可施設とする。

また、「※」付きは、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁、床(以下「RC70mmの壁等」という。)で、建物内の他の部分と区画する必要があるものを表している。

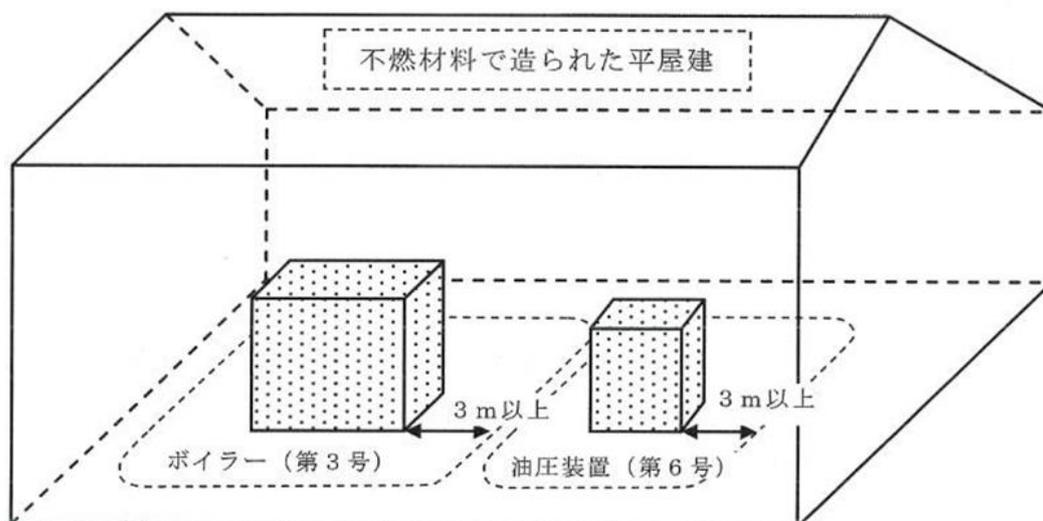
設備単位(屋内)：屋内に設置される危険物を取り扱う設備をもって一の許可施設とする。

設備単位(屋上)：屋上に設置される危険物を取り扱う設備をもって一の許可施設とする。

エ 危政令第19条第2項各号（第4号、第5号を除く。）を適用する一般取扱所は、それぞれ基準に適合する場合、同一建物に複数設置することができる。（第2-1図、第2-2図、第2-3図参照）【H元消防危64】

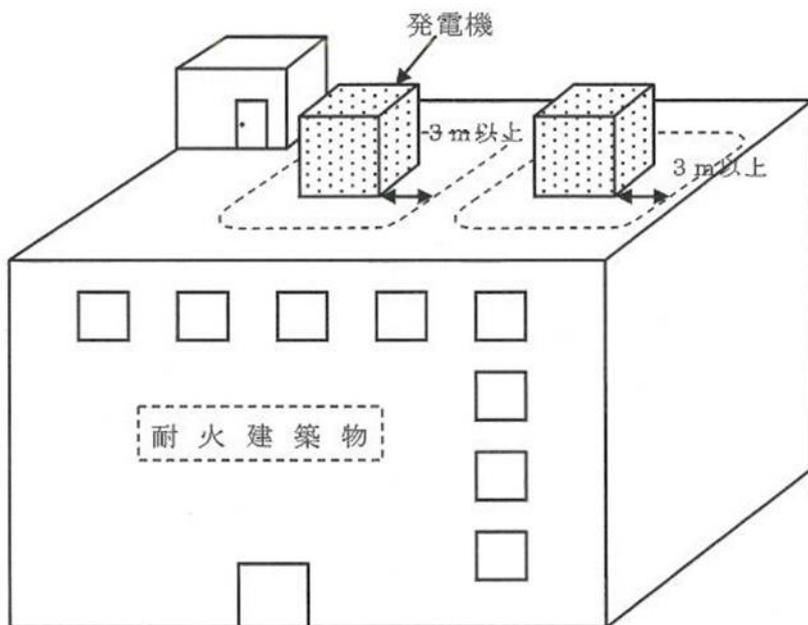


第2-1図 建物内に2つの区画室単位の一般取扱所を設置した例



(注) それぞれの設備の周囲に必要な空地は相互に重ならないこと。

第2-2図 建物内に2つの設備単位（屋内）の一般取扱所を設置した例



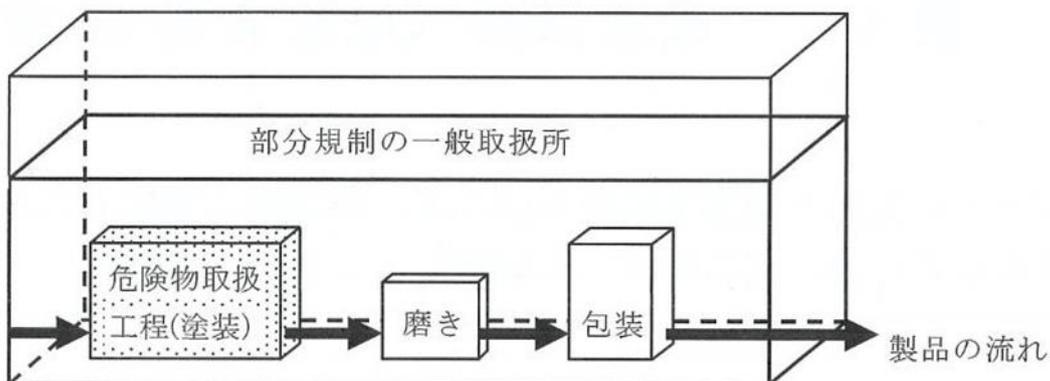
(注) それぞれの設備の周囲に必要となる空地は相互に重ならないこと。

第2-3図 屋上に2つの設備単位(屋上)の一般取扱所を設置した例

オ 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制のものも同一建物内に設けることができる。【H元消防危64】

カ 区画室単位の一般取扱所を設置する場合は、次による。

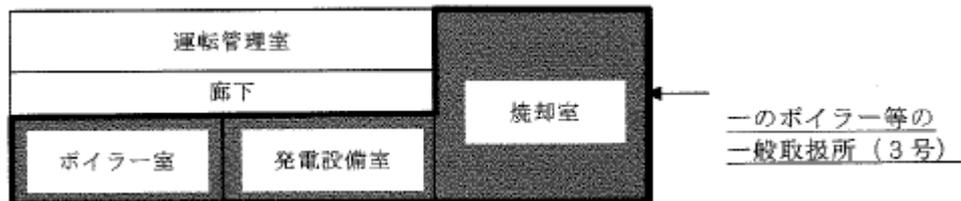
(ア) 危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程を含めて区画室単位の一般取扱所とすることができる。(第2-4図参照)【H元消防危64】



第2-4図 危険物を取り扱わない工程も含めて区画室単位の一般取扱所とした例

(イ) 危政令第19条第2項各号(第4号、第5号を除く。)の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する区画室が隣接する場合、隣接する複数の区画室をまとめて一の区画室単位の一一般取扱所とすることができる(第2-5図参照)。

また、危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画室単位の一一般取扱所とすることもできる。(第2-6図参照)



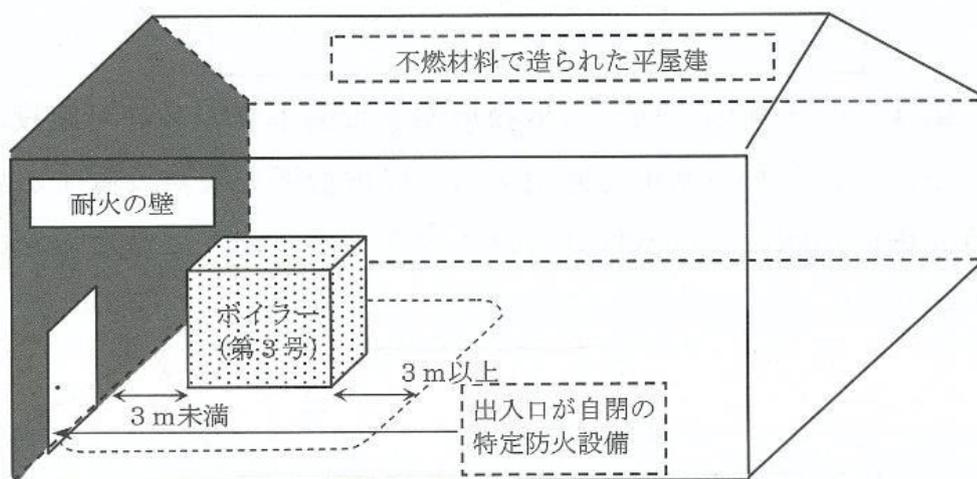
第2-5図 建物内の複数の区画室をまとめて一の区画室単位の一一般取扱所とした例



第2-6図 危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画室単位の一一般取扱所とした例

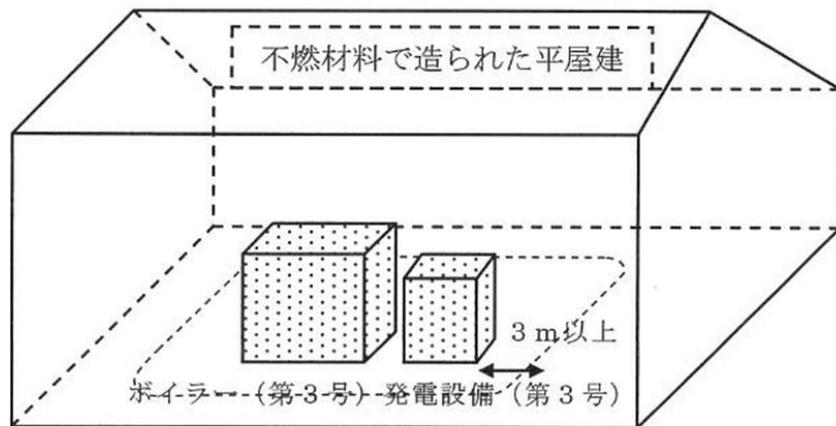
キ 設備単位(屋内)の一一般取扱所を設置する場合は、次による。

(ア) 屋内の一部に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができない(出入口は随時開けることができる自閉式の特定防火設備とする。)(第2-7図参照)。



第2-7図 設備周囲の空地内に建築物の壁と出入口がある設備単位(屋内)の一一般取扱所を設置した例

(イ) 同一室内に、危政令第 19 条第 2 項各号（第 4 号、第 5 号を除く。）の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位（屋内）の一般取扱所とすることができ、その周囲に幅 3 m 以上の空地进行を保有する（第 2-8 図参照）。【H 元消防危 64】



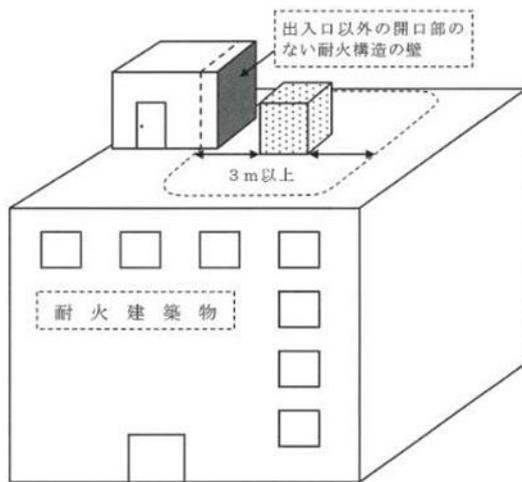
(注) 各々の設備ごとに数量算定した指定数量の倍数の合計は、当該取扱形態で制限された指定数量の倍数未満とすること。

なお、取扱数量が指定数量未満の設備をまとめて一の設備単位としても差し支えない。

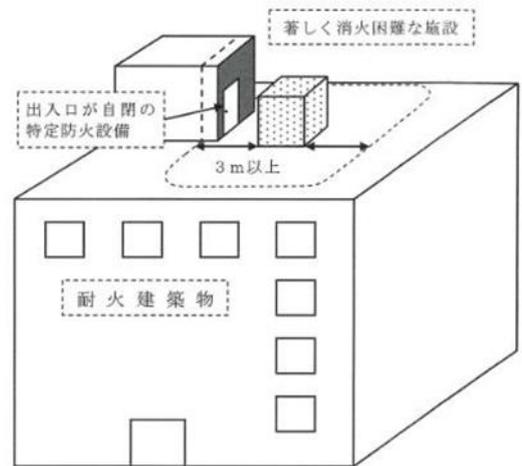
第 2-8 図 同一室内に同じ取扱形態の設備を複数設置し、まとめて一の設備単位（屋内）の一般取扱所とした例

ク 設備単位（屋上）の一般取扱所を設置する場合は、次による。

(ア) 屋上に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができない（出入口は随時開けることができる自閉式の特防火設備とする。）（第 2-9 図参照）。



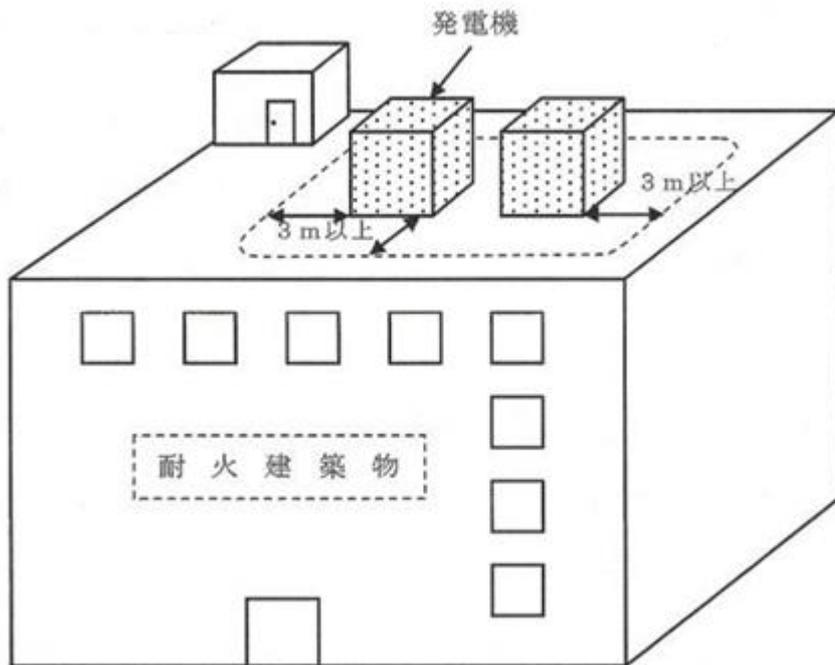
周囲3m以内の壁に開口部がない例



周囲3m以内の壁に開口部がある例

第2-9図 設備周囲の空地内に建築物の壁と出入口がある設備単位  
(屋上)の一般取扱所を設置した例

(イ) 屋上に、危政令第19条第2項第3号、第9号の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位(屋上)の一般取扱所とすることができ、その周囲に幅3m以上の空地を保有する(第2-10図参照)。



(注) 各々の設備ごとに数量算定した指定数量の倍数の合計が、当該取扱形態で制限された指定数量の倍数（10倍）未満とすること。

なお、取扱い数量が指定数量未満の設備をまとめて一の設備単位の一般取扱所として差し支えない。

第2-10図 屋上に同じ取扱形態の設備を複数設置し、まとめて一の設備単位（屋上）の一般取扱所とした例

### 3 許可数量の算定

第1「製造所」の例によるほか、次の取扱い区分によるものとし、複数の取扱いの場合は合算するものとする。

#### (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱い

装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定する。【S40 自消予 71】

なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。

#### (2) 危険物を消費するボイラー等による危険物の取扱い

##### ア 常用の場合

1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

##### イ 非常用の場合

非常時に運転を計画するボイラー等については、原則、定格負荷時の燃料消費量（非常時の燃料消費量が自動的に制限されるボイラー等については、制限状態における最大燃料消費量とすることができる。）で24時間（貯蔵量等から1日あたりの運転可能時間が24時間未満であることが明らかである場合は当該運転可能時間とすることができる。）運転するものとして数量を算定する。

(3) 車両に固定されたタンクに危険物を充てんする取扱い

1日における計画又は実績充てん量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(4) 容器に危険物を詰め替える取扱い

地下専用タンクの容量、1日における計画又は実績詰替量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(5) 洗浄作業による危険物の取扱い

洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

また、一部の洗浄液のみ再使用するものは、使い捨てる危険物の1日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

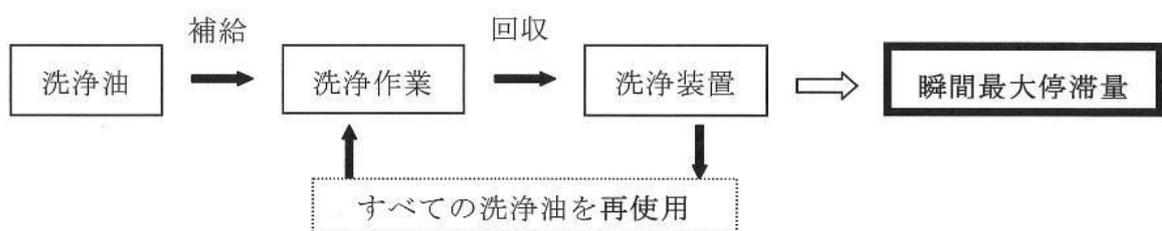
(6) 切削装置又は研削装置による危険物の取扱い

(5)に準ずる。

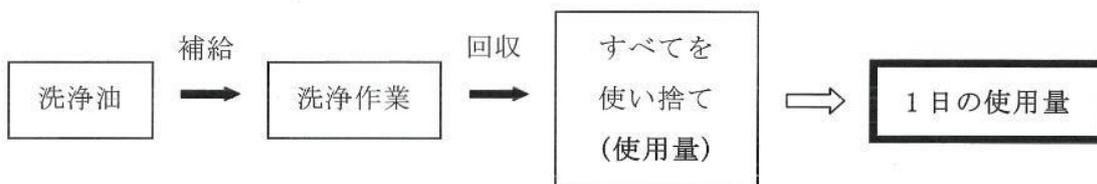
(7) 熱媒体油循環装置による危険物の取扱い

熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量をもって算定する。

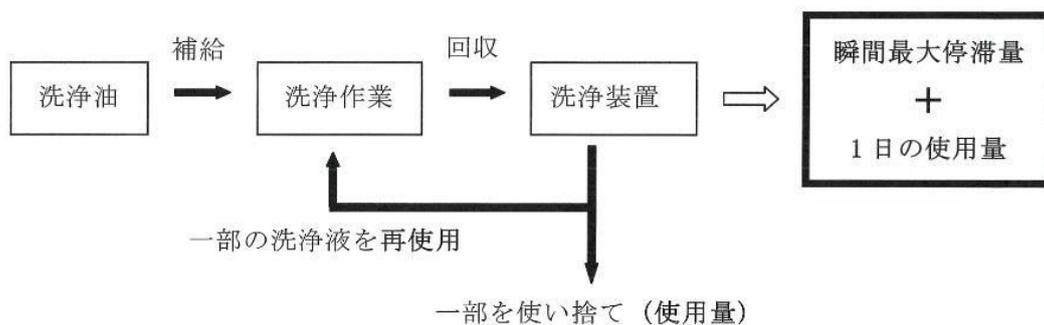
〈例 1〉 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



〈例 2〉 洗浄後、すべての危険物を使い捨てする場合



〈例 3〉 洗浄後、一部の危険物を使い捨てする場合



#### 4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所

ア 製造所の基準が準用され、第 1「製造所」の例による。

イ リチウムイオン蓄電池設備の一般取扱所【H23 消防危 303】

リチウムイオン蓄電池(リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備をいう。以下同じ。)を取り扱う一般取扱所は、次により設置できる。

(ア) 対象となるリチウムイオン蓄電池

次のいずれかに該当するリチウムイオン蓄電池とする。

a 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)第 8 条第 1 項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和 37 年通商産業省第 85 号)別表第 9 に規定する技術基準に適合しているリチウムイオン蓄電池であり、電気用品安全法第 10 条に基づく表示(PSE マーク)により確認したもの

b 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合しているリチウムイオン蓄電池(電気用品安全法の適用を受けないリチウムイオン蓄電池に限る。)であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの

(イ) 位置、構造及び設備に関する特例

リチウムイオン蓄電池を地上高さ 3 m からコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、リチウムイオン蓄電池内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない場合は、危政令第 23 条を適用し、次に掲げる措置を講ずる必要はない。

- a 電気設備を防爆構造とすること。
- b 床を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ貯留設備（貯めます）を設けること。
- c 可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けること。

なお、落下試験による漏液や可燃性蒸気の漏れの確認については、事業者が実施した試験結果を当該事業者へ提出させ、書面により確認をすることで差し支えない。

(2) 危政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所

危政令第 19 条第 2 項各号を適用する一般取扱所は、以下による。

ア 危政令第 19 条第 2 項 1 号を適用する専ら吹付作業を行う一般取扱所(第 2 - 3 表参照)

第 2 - 3 表 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 55 第 2 項
適用範囲	第 2 類危険物又は第 4 類危険物（特殊引火物を除く。）に限る。
倍数制限	30 未満
規制範囲	区画室単位
設置場所	建築物内（地階禁止）
他の用途との区画	RC70 mm の壁等
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 壁・柱・床、はり、屋根（上階の床）は耐火構造 ・ 出入口の特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・ 窓禁止

(ア) 該当する作業形態としては次のようなものがある。

なお、機械部品の洗浄作業は含まれない。【H 元消防危 64】

- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業

- b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
  - c 光沢加工、ゴム糊・接着剤などの塗布作業
- (イ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」は、平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 号の 1 のトに適合する壁（75 mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）が該当する。【H2 消防危 105】
- (ウ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、次による。
- a 配管又は電線による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行う場合は開口部とみなさないことができる。
  - b 換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効なダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。
- (エ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、危険物の取扱い等に十分な照度を確保できる場合は省略することができる。
- (オ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
- (カ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
- (キ) 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」については、高層建築物の区画室等に設ける場合、第 1「製造所」の例によるほか、危政令第 23 条を適用し、JIS A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」に規定する「3.2 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の被保護物に対する避雷設備」の基準により設置することができる。

イ 危政令第 19 条第 2 項第 1 号の 2 を適用する専ら洗浄作業を行う一般取扱所（第 2-4 表参照）

第 2-4 表 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 55 の 2	
	第 2 項	第 3 項
適用範囲	引火点が 40°C 以上の第 4 類危険物に限る	
倍数制限	30 未満	10 未満
設置場所	建築物内（地階禁止）	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	RC70 mm の壁等	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁、柱、床、はり、屋根（上階の床）は耐火構造</li> <li>・ 出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備）</li> <li>・ 窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備周囲 3 m 未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・ 設備周囲 3 m 未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・ 設備周囲 3 m 未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加熱設備には過熱を防止することができる装置を設ける。</li> <li>・ 危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける</li> </ul>	

(ア) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかく拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。

(イ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 2 号に規定する「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置がある。

(ウ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 1 号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第 1「製造所」の例による。

(エ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）による。

- (オ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）による。
- (カ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び危規則第 28 条の 55 第 3 項第 2 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア（ウ）の例による。
- (キ) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 6 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
- (ク) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 6 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備（可燃性蒸気排出設備）」については、第 14「換気設備等」の例による。
- (ケ) 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- (コ) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。◆

ウ 危政令第 19 条第 2 項第 2 号を適用する専ら焼き入れ作業等を行う一般取扱所（第 2-5 表参照）

第 2-5 表 専ら焼き入れ作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 56	
	第 2 項	第 3 項
適用範囲	引火点が 70°C 以上の第 4 類危険物に限る	
倍数制限	30 未満	10 未満
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋内）
設置場所	建築物内（地階禁止）	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	RC70 mm の壁等	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁、柱、床、はり は耐火構造</li> <li>・ 屋根は不燃材料（上階床は耐火構造）</li> <li>・ 出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備）</li> <li>・ 窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備周囲 3 m 未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・ 設備周囲 3 m 未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・ 設備周囲 3 m 未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の温度を警報する装置を設ける</li> </ul>	

（ア） 焼き入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼き入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。

（イ） 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）の例による。

（ウ） 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア（ウ）の例による。

（エ） 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）による。

（オ） 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する

危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 14 「換気設備等」の例による。

(カ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 14 「換気設備等」の例による。

(キ) 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。

(ク) 放電加工機に本基準を適用できるが、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。



a 液温検出装置

加工液の温度が設定温度以上（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置。

b 液面検出装置

加工液の液面が設定位置（工作物上面から 50 mm）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

c 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

d 自動消火装置

加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置

(ケ) 危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体（安全装置を含む。）に係る試験確認の適合品は、(ク) に掲げる基準に適合しているものとする。

エ 危政令第 19 条第 2 項第 3 号を適用する危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第 2-6 表参照）

(ア) 共通事項

a 危規則第 28 条の 54 第 3 号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる。【H 元消防危 64】

b 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号及び危規則第 28 条の 57 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号並びに危規則第 28 条の 57 第 4 項第 9 号ハに規

定する「換気の設備」(換気設備)については、第14「換気設備等」の例による。

- c 危規則第28条の57第2項第1号及び危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号並びに危規則第28条の57第4項第9号ニに規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」(可燃性蒸気排出設備)については、第14「換気設備等」の例による。

- d 危険物配管の耐震措置

非常用発電設備等に接続する危険物配管のうち建築物に設けるものは、次により耐震措置を指導すること。◆

- (a) 危険物配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、折損等により危険物が漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。

第2-6表 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の57		
	第2項	第3項	第4項
適用範囲	引火点が40°C以上の第4類危険物に限る		
倍数制限	30未満	10未満	10未満
規制範囲	区画室単位	設備単位(屋内)	設備単位(屋上)
設置場所	建築物内	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内	耐火建築物の屋上
他の部分との区画	RC70mmの壁等	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はりは耐火構造</li> <li>・屋根は不燃材料(上階床は耐火構造)</li> <li>・出入口は特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備)</li> <li>・窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備(キュービクル式)、屋外タンクの周囲に囲いを設ける。</li> <li>・囲い周囲3m未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・囲い周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・囲い周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止</li> <li>・タンク専用室の壁、柱、はり、床、屋根は不燃材料、床は耐火構造</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置(非常用電源に係るものを除く。)を設ける</li> <li>・危険物を取り扱うタンク容量の総量は指定数量未満とする。</li> <li>・危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける。</li> </ul>		

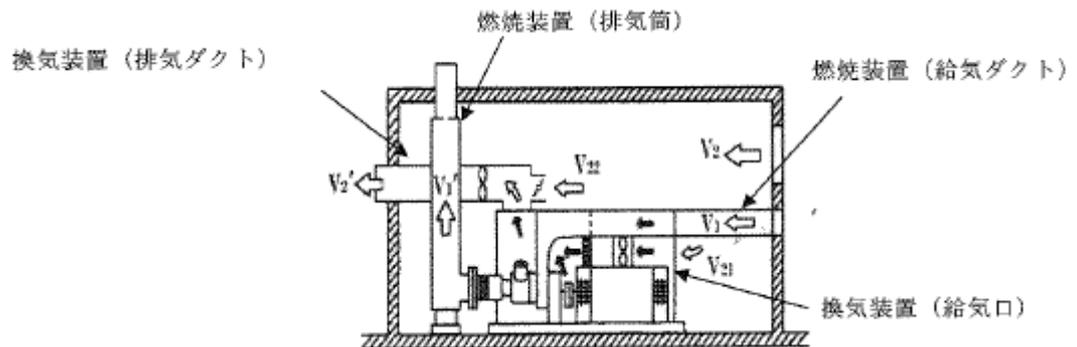
(b) 危険物配管はできる限り単独で設置するものとし、電気、ガス配管とは混在させないこと。

(c) 危険物配管が免震層を貫通する場合は、動揺により破損しない構造とすること。

なお、動揺により破損しない構造には、第三者機関の性能評価を受けた危険物配管用免震管継手等が該当する。

(イ) 危規則第 28 条の 57 第 2 項を適用する区画室単位の一般取扱所に係る基準

a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）は、危規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 8 号に規定する「換気の設備」（換気設備）に該当しない。（第 2-11 図参照）【H29 消防危 216】



第 2-11 図 屋内に設置するガスタービン発電設備の換気装置及び燃焼装置の例

b 危規則 28 条の 57 第 2 項第 1 号で引用する危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）の例による。

c 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号で引用する危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については次による。

(a) 配管、電線、換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分については、ア（ウ）の例による。

(b) 発電設備等の換気装置又は燃焼装置（排気筒を除く。）による壁又は床の貫通部は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。

(c) 発電設備等の燃焼装置である排気筒による壁又は床の貫通部は開口部に含まれるが、①又は②のいずれかの措置を講ずる場合、危政令第 23 条を適用し、危規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号で引用する危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定す

る「他の部分との区画」と同等以上の効力があるものとみなすことができる。【H29 消防危 216】

なお、発電設備等の排気筒が建築物の他の部分と区画する上階の床を貫通する場合は、必要に応じて①又は②の措置を講じるよう指導すること。◆

① 耐火構造の煙道を設ける方法

建築物の区画室以外の部分に耐火構造の煙道を敷設する、又は、建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒の周囲に耐火構造の煙道を設ける。

なお、建築物の区画室以外の部分の煙道は、次の措置を講じる。

i 煙道の構造

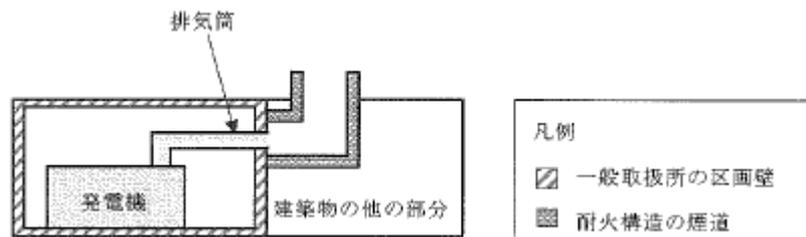
煙道は耐火構造とするとともに、厚さ 70 mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とする。

ii 煙道内の措置

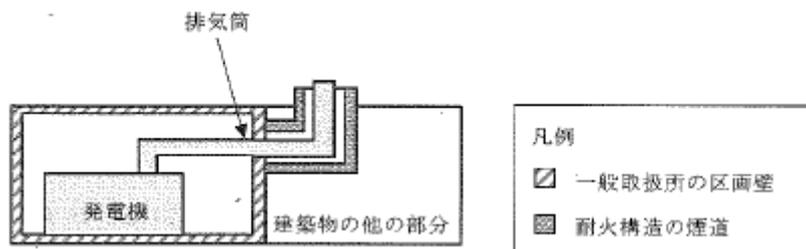
煙道内には、不必要な設備を設置しない。ただし、出火のおそれが著しく少ないなど、防火上支障ない場合はこの限りではない。

iii 煙道の出口

煙道の出口は防火上安全な場所とする。



第 2-12 図 耐火構造の煙道を設ける方法



第 2-13 図 建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒の周囲に耐火構造の煙道を設ける方法

② 排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法

建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒に対し、その周囲を金属以外の不燃材料で被覆し、有効に断熱するとともに、i の措置を講じる(第4-14図)。

また、iiにより維持管理する。

i 延焼防止等のための排気筒に対する措置

(i) 排気筒は、鉄板又は鋼板及び断熱材から構成されたものとし、内部の鉄板又は鋼板は、その厚みを1.5 mm以上のものとする。

(ii) 排気筒からの排気は、防火上支障のない位置に排出されるものとする。

(iii) 断熱材は不燃性とし、排気筒内を定格運転時の排気が通過しても、排気筒の外部表面温度は100°C又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満であるものとする。この場合において、外部表面温度とは、排気筒で最も外側の部分となる部材の表面温度をいう。

(iv) 排気筒の外部表面は、ダクト、ケーブル類、ガス管、給排水管等(危険物配管を除く)から5 cm以上隔離する。ただし、排気筒の点検に支障がなく、かつ、周囲の状況が排気筒の熱により焼損するおそれのない場合は、この限りではない。

(v) 危険物配管は、排気筒の外部表面から周囲1 mの部分及び当該部分の上方で天井(上階がある場合は上階の床)までの範囲に設けてはならない。

ただし、排気筒及び危険物配管の点検に支障がなく、流出した危険物が排気筒に付着しない措置を行う場合は、この限りでない。

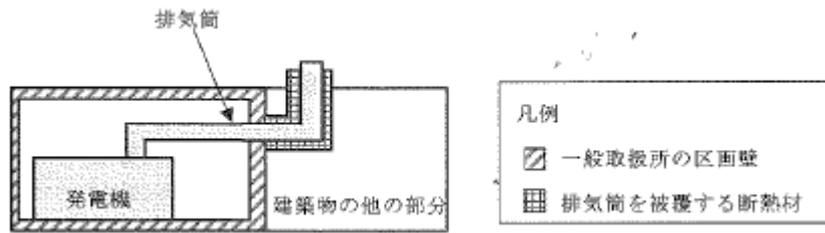
(vi) 排気筒は専用とする。ただし、排気の逆流のおそれがない場合又は排気の逆流により設備機器等に影響がない場合はこの限りでない。

(vii) 地震等により、排気筒に損傷を与えないように設置する。

ii 排気筒の設置後の維持管理

(i) 排気筒は、露出して設置すること又は天井裏等に設置する場合は点検口を設けるなど、容易に異常の有無が確認できるようにする。

(ii) 予防規程その他の関係者が定める保安に関する規程に、定期点検時及び地震等災害後の点検方法を定めるものとする。



第2-14図 排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法

d 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」についてはア（エ）による。

e 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当する。

(a) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものを設置するよう指導する。◆

(b) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造である装置

(c) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

(d) からだき防止装置

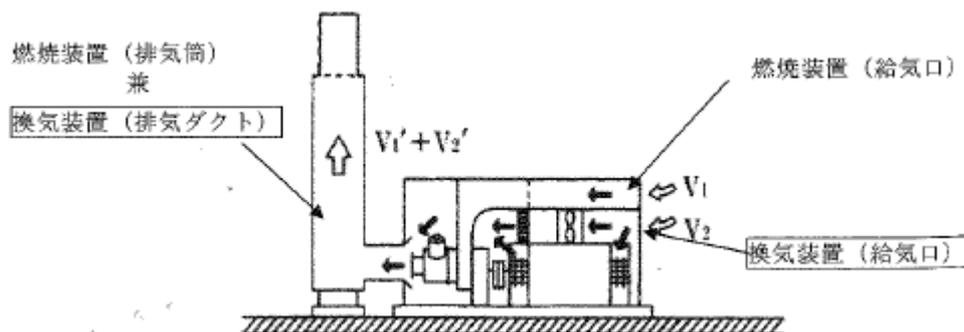
ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(e) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調整できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

- f 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 3 号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量については、第 1「製造所」の例による。
  - g 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- (ウ) 危規則第 28 条の 57 第 3 項を適用する設備単位（屋内）の一般取扱所の基準
- a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）及び燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）の扱いは、(イ) a による。
  - b 危規則第 28 条の 57 第 3 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、(イ) d(a)及び(b)の例による。
  - c 危規則第 28 条の 57 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」についてはア（エ）による。
  - d 危規則第 28 条の 57 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 57 第 2 項第 3 号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第 1「製造所」の例による。
  - e 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- (エ) 危規則第 28 条の 57 第 4 項を適用する設備単位（屋上）の一般取扱所の基準
- a 設備等
    - (a) 屋上に複数のボイラー等を設置し、それぞれを別の一般取扱所、一の危険物を取り扱うタンク及び制御装置等を複数の一般取扱所の規制範囲とすることはできない。
    - (b) 危規則第 28 条の 57 第 4 項第 3 号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）は次による。
      - ① 設備周囲に設ける流出防止のための囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
      - ② キュービクル式の発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）は、危規則第 28 条の 57 第 4 項第 10 号に規定する「換気の設備」（換気設備）に該当し、第 14「換気設備等」の例による。（第 2-15 図参照）
      - ③ キュービクル式の発電設備等の燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気

口、排気筒)は、危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気の設備」(換気設備)に該当しない(第2-15図)。**【H29 消防危 216】**



第2-15図 屋上に設置するガスタービン発電設備の換気装置及び燃焼装置の例

※□で囲んだ箇所が「換気の設備」に該当する。

- (c) ボイラー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。◆
- (d) ボイラー等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講じるよう指導する。◆
- b 危険物を取り扱うタンク
  - (a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には、不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保する。
  - (b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第1「製造所」の例に準じた戻り配管等を設けるよう指導する。◆
  - (c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危規則第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。◆
- c 流出防止措置
  - (a) ボイラー等がキュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、危規則第28条の57第4項第8号に規定する「貯留設備」及び「油分離装置」を省略することができる。
  - (b) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。◆
- d 空地 **【H29 消防危 216】**

危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に設

ける空地内に架台等により段差がある場合にあっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が 50 cm 以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

e 採光及び照明

危規則第 28 条の 57 第 4 項第 4 号及び第 9 号ハに規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）の例による。

f 避雷設備

危政令第 19 条第 1 項において準用される危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」は、指定数量の倍数が 10 未満の場合にあっても設けるよう指導する。



g 消火設備

ボイラー等を建築物の高さ 31m を超える場所に設置する場合には、第 3 種の固定消火設備を設けるよう指導する。◆

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

h その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。◆

オ 危政令第 19 条第 2 項第 4 号を適用する専ら充填作業を行う一般取扱所（第 2-7 表参照）

（ア）危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充填設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。

（イ）充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地に講ずる滞留及び流出を防止する措置は、兼用することができる。

（ウ）詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできない。

（エ）詰替え設備として固定された注入設備を設ける場合には、危規則第 25 条の 2（第 2 号ハからヘまで及び第 4 号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよ

う指導する。◆

第2-7表 専ら充填作業を行う一般取扱所の基準

適用する危規則	危規則第28条の58第2項
適用範囲	液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く）に限る
規制範囲	2(2)イによる。
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安距離、保有空地が必要</li> <li>・壁、柱、床、はり、屋根は耐火構造又は不燃材料</li> <li>・出入口、窓は防火設備（ガラスの場合は網入りガラス）</li> <li>・建築物の2方以上は壁を設置できない。</li> </ul>

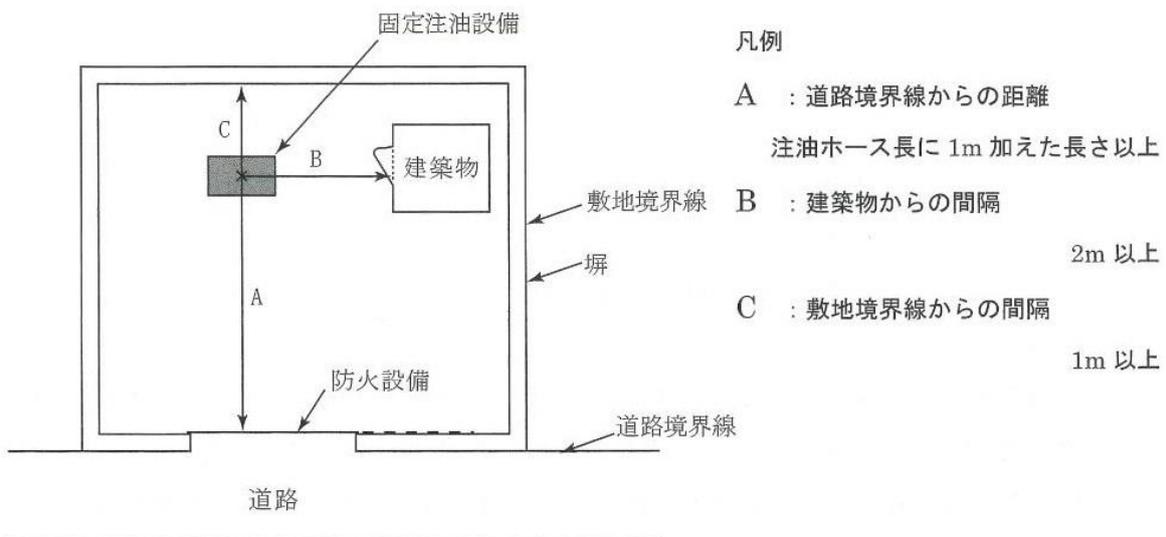
(オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するため定流量器等を設けるよう指導する。◆

カ 危政令第19条第2項第5号を適用する専ら詰替え作業を行う一般取扱所（第2-8表参照）

第2-8表 専ら詰替え作業を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の59第2項
適用範囲	引火点が40℃以上の第4類危険物に限る。
規制範囲	2(2)ウによる。
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般取扱所の周囲に高さ2m以上の耐火構造又は不燃材料の塀又は壁を設ける。</li> <li>・一般取扱所の出入口には防火設備を設ける。</li> <li>・ポンプ室その他危険物を取り扱う室は危政令第17条第1項第20号の例による。</li> <li>・屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下とする。</li> </ul>
その他	危険物を取り扱うタンクとして設置できるのは、固定注油設備に接続する容量3万L以下の地下専用タンクのみ。

- (ア) 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 5 号の規定により、地下専用タンクは、タンク室、二重殻タンク又は危険物の漏れを防止する構造とし地盤面下に設置するものとする。
- (イ) 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なる。
- (ウ) 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面からの高さが 2m 以下に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。なお、高さ 2m を超える部分に設ける開口部には、防火設備を設ける（第 2-16 図参照）。
- (エ) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができる。
- (オ) その他
- a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成 2 年 5 月 22 日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第 19 条第 1 項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。【H 元消防危 14】
- b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危政令第 19 条第 2 項第 5 号の一般取扱所に変更しなければならない。【H 元消防危 14】



第 2-16 図 専ら詰替え作業を行う一般取扱所

キ 危政令第19条第2項第6号を適用する油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第2-9表参照）

（ア）危規則第28条の60第2項第2号及び危規則第28条の60第4項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア（ウ）の例による。

（イ）危規則第28条の60第2項第6号（危規則第28条の60第3項第2号で引用する場合を含む。）及び危規則第28条の60第4項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第1「製造所」の例による。

（ウ）危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）による。

（エ）危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第14「換気設備等」の例による。

（オ）危規則第28条の60第2項第7号、危規則第28条の56第3項第2号及び危規則第28条の60第4項第4号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備（可燃性蒸気排出設備）」については、第14「換気設備等」の例による。

（カ）第1「製造所」の例により、油圧装置等に内蔵されたタンクは20号タンクに該当しないが、指定数量の1/5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

（キ）危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。

第2-9表 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の60		
	第2項	第3項	第4号
適用範囲	高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱うものに限る。		
倍数制限	50未満	50未満	30未満
規制範囲	区画室単位	区画室単位	設備単位(屋内)
設置場所	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内	建築物内	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	なし	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はり、屋根は不燃材料(延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造)</li> <li>・出入口は防火設備(延焼のおそれのある部分に設ける出入口は自閉式の特定防火設備)</li> <li>・窓は防火設備(ガラスの場合は網入りガラス)とし、延焼のおそれのある部分は窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はりは耐火構造</li> <li>・屋根は不燃材料(上階床は耐火構造)</li> <li>・出入口は特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備)</li> <li>・窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>
その他	危険物を取り扱うタンク直下に囲いを設ける。		

ク 危政令第19条第2項第7号を適用する切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(第2-10表参照)

(ア) 切削装置等(切削装置、研削装置その他これらに類する装置)には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等を行う場合に用いるものである。

(ウ) 危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項で引用する危規則第 28 条の 60 第 2 項第 6 号及び危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 60 第 4 項第 3 号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第 1「製造所」の例による。

(エ) 危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項及び危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気設備」(換気設備)については、第 14「換気設備等」の例による。

第 2-10 表 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 60 の 2	
	第 2 項	第 3 項
適用範囲	高引火点危険物のみを 100°C未満で取り扱うものに限る。	
倍数制限	30 未満	10 未満
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋内）
設置場所	建築物内（地階禁止）	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はりは耐火構造</li> <li>・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造）</li> <li>・出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備）</li> <li>・窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備周囲 3 m未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・設備周囲 3 m未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・設備周囲 3 m未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>
その他	危険物を取り扱うタンク直下に囲いを設ける。	

- (オ) 危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項及び危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）による。
- (カ) 危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項及び危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
- (キ) 危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア（ウ）の例による。
- (ク) 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- ケ 危政令第 19 条第 2 項第 8 号を適用する熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第 2-11 表参照）
- (ア) 危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項第 1 号に規定する「危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のもの」にタンクを用いる場合、指定数量の 1/5 以上のタンクは、20 号タンクに該当する。
- (イ) 危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項第 2 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア（エ）による。
- (ウ) 危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項第 2 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
- (エ) 危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項第 2 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 14「換気設備等」の例による。

第2-11表 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の55第2項
適用範囲	高引火点危険物に限る。
倍数制限	30未満
規制範囲	区画室単位
設置場所	建築物内（地階禁止）
他の部分との区画	RC70mmの壁等
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁・柱・床、はりは耐火構造</li> <li>・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造）</li> <li>・出入口の特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備）</li> <li>・窓禁止</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱設備には過熱を防止することができる装置を設ける。</li> <li>・設備は危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止できる構造とする。</li> <li>・危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける。</li> </ul>

(オ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第1号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第1「製造所」の例による。

(カ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「加熱を防止することができる装置」については、イ（イ）による。

(キ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）の例による。

(ク) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア（ウ）の例による。

(ケ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。

(コ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導する。



コ 危政令第19条第2項第9号を適用する蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第2-12表参照）

(ア) 共通事項

- a リチウムイオン蓄電池設備を設置する一般取扱所については、(1)イによることができる。
- b 危規則第28条の60の4第2項で引用する危規則第28条の56第2項第1号及び危規則第28条の60の4第3項第4号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。

(イ) 危規則第28条の60の4第2項を適用する区画室単位の一一般取扱所に係る基準

- a 危規則第28条の60の4第2項で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。
- b 危規則第28条の60の4第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気設備」(換気設備)については、第14「換気設備等」の例による。

第2-12表 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の60の4	
	第2項	第3項
適用範囲	第4類危険物に限る。	
倍数制限	30未満	10未満
規制範囲	区画室単位	設備単位(屋上)
設置場所	建築物内	耐火建築物の屋上
他の部分との区画	RC70mmの壁等	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はりは耐火構造</li> <li>・屋根は不燃材料(上階床は耐火構造)</li> <li>・出入口は特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備)</li> <li>・窓禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備(キュービクル式)の周囲に囲いを設ける。</li> <li>・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造</li> <li>・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備</li> <li>・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止</li> </ul>

- c 危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 14「換気設備等」の例による。
  - d 危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項で引用する危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア（イ）の例による。
  - e 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア（キ）による。
- (ウ) 危規則第 28 条の 60 の 4 第 3 項を適用する設備単位（屋上）の一般取扱所に係る基準
- a 設備等
    - (a) 屋上に複数の蓄電池設備を設置し、それぞれを別の一般取扱所とする場合、一の制御装置等を複数の一般取扱所の規制範囲とすることはできない。
    - (b) 危規則第 28 条の 60 の 4 第 3 項第 3 号に規定する設備の周囲に設ける流出防止のための囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
    - (c) 蓄電池設備は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。◆
    - (d) 蓄電池設備の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。◆
  - b 流出防止措置
    - (a) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、危規則第 28 条の 60 の 4 第 3 項第 5 号に規定する「貯留設備」及び「油分離装置」を省略することができる。
    - (b) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。◆
  - c 空地

危規則第 28 条の 60 の 4 第 3 項第 4 号に規定する囲いの周囲に設ける空地内に架台等により段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が 50 cm 以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。
  - d 避雷設備

危政令第 19 条第 1 項において準用される危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」は指定数量の倍数が 10 未満の場合にあっても設けるよう指導する。◆

e 消火設備

蓄電池設備を建築物の高さが31mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。◆

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

サ 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所【H10 消防危28】

(2) のアからコに掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、危政令第23条を適用し、同条第2項の基準の特例(第4号及び第5号に係るものを除く。)と同等基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。

(3) 危政令第19条第3項を適用する一般取扱所(危規則第28条の61、危規則第28条の62)

危政令第19条第3項を適用する高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所は、以下による。

ア 高引火点危険物のみを100°C未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第19条第1項又は危政令第19条第2項第4号(専ら充填作業を行う一般取扱所)のいずれかの基準に対して特例を適用することができる。

イ 危規則第33条第2項第1号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第1種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第11条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。

5 特殊な一般取扱所(危政令第19条第1項適用)

危政令第19条第1項を適用する次の特殊な一般取扱所は、それぞれ次の基準による。

(1) 同一建物内に複数の異なる取扱形態の区画室又は設備を有する一般取扱所

同一建物内(屋上含む。)に危政令第19条第2項各号(第4号、第5号を除く。)のうち一の号の取扱形態の基準を満たす区画室又は設備があり、かつ、それ以外の号の取扱形態の基準を満たす区画室又は設備があるものについては、危政令第23条を適用し、2(2)によらず、次の基準により設置することができる。

## ア 規制範囲

複数の区画室又は設備の部分をまとめて一の規制範囲（危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所）とする（第 2-17 図、第 2-18 図、第 2-19 図）。

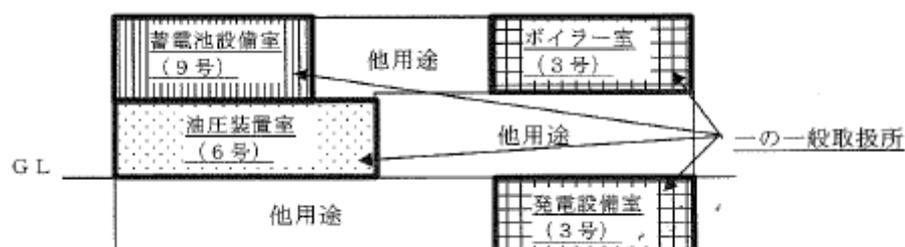
## イ 許可数量の算定

それぞれの取扱形態ごとに数量算定した指定数量の倍数を合算する。

なお、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数（危険物取扱数量）未満とする。

## ウ 位置、構造及び設備

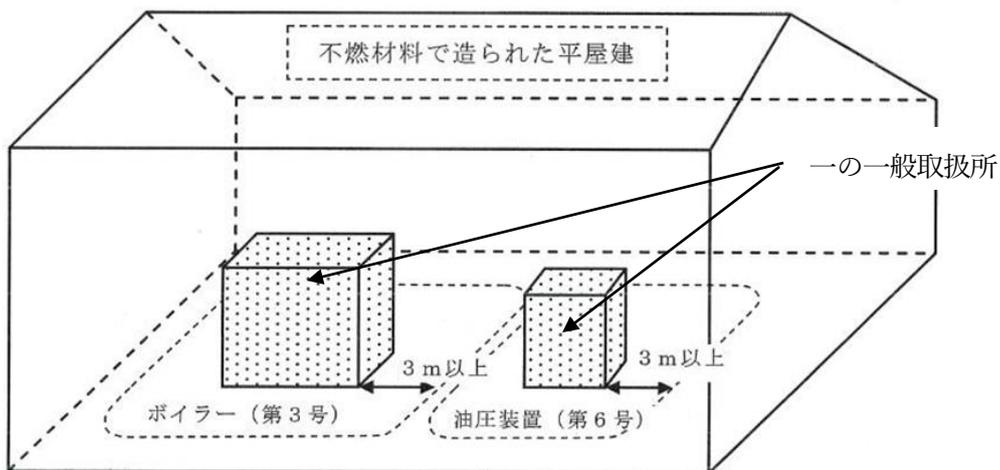
一の一般取扱所とする複数の区画室又は設備が、それぞれの取扱形態ごとの基準を満たす場合は、危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項各号の規定を適用しない。



(注)・( ) 内は危政令第 19 条第 2 号各号の取扱形態のうち該当するものを表す。

- ・同一建物内であれば隣接しない区画室をまとめて一の一般取扱所とすることができる。
- ・同一の取扱形態の区画室も含めて一の一般取扱所とすることができる。

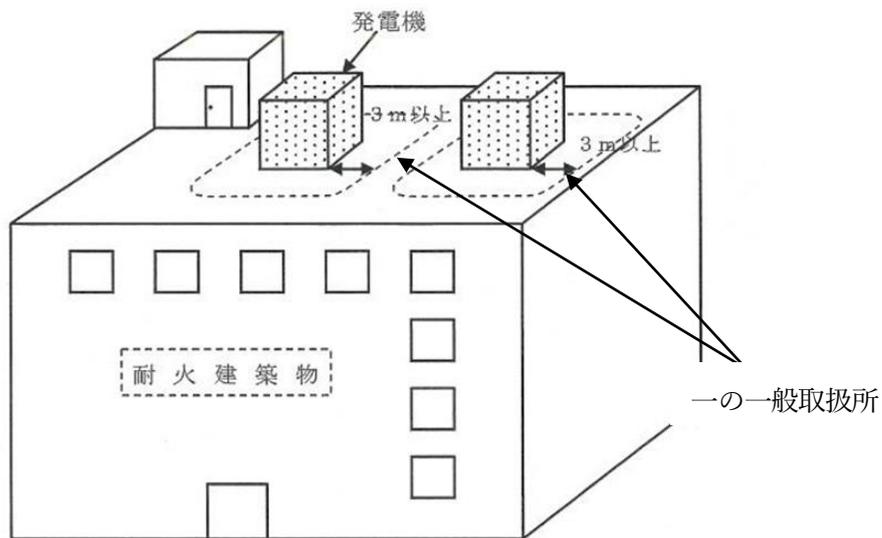
第 2-17 図 取扱形態が異なる複数の区画室をまとめて一の一般取扱所とした例



(注) ・ ( ) 内は危政令第19条第2号各号の取扱形態のうち該当するものを表す。

- ・それぞれの設備の周囲に必要な空地は相互に重ならないこと。

第2-18図 取扱形態が異なる複数の設備をまとめて一の一般取扱所とした例



- ・それぞれの設備の周囲に必要な空地は相互に重ならないこと。

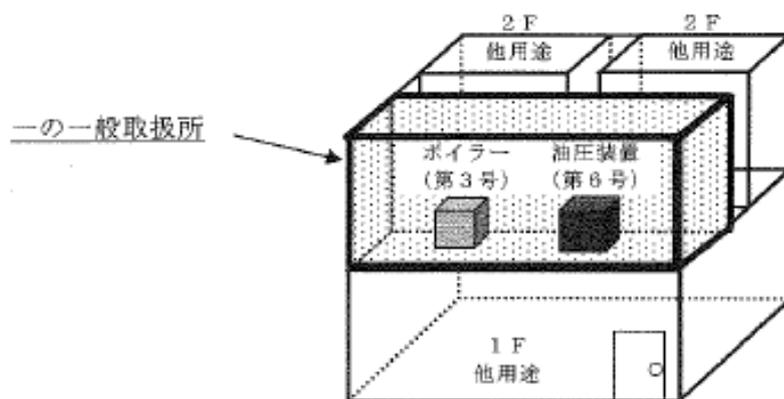
第2-19図 取扱形態が異なる複数の設備をまとめて一の一般取扱所とした例

(2) 同一区画室内に複数の異なる取扱形態の設備を有する一般取扱所【H10 消防危 28】

同一区画室内に危政令第 19 条第 2 項各号（第 4 号、第 5 号を除く。）の取扱形態のうち、取扱形態が異なる複数の設備を有するものについては、危政令第 23 条を適用し、2（2）によらず、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

当該区画室をもって、一の規制範囲（危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所）とする（第 2-20 図参照）。



第 2-20 図 取扱形態が異なる複数の設備を有する区画室を一の一般取扱所とした例

イ 許可数量の算定

それぞれの取扱形態ごとに数量算定した指定数量の倍数を合算する。

なお、合算した指定数量の倍数は、30 未満とする。

ウ 位置、構造及び設備

（ア）から（シ）までに適合する場合は、危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号（危政令第 19 条第 2 項第 6 号及び第 7 号の取扱形態のみの一般取扱所にあっては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。）並びに危政令第 20 条第 1 項の規定を適用しない。

（ア）当該区画室は、地階を有しないものとする（危政令第 19 条第 2 項第 3 号、第 6 号、第 9 号の取扱形態のみを有するものを除く。）。

（イ）当該区画室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。

（ウ）当該区画室は、出入口以外の開口部を有しない RC70 mm の壁等で当該建築物の他の部分と区画されたものとする（危政令第 19 条第 2 項第 6 号及び第 7 号の取扱形態のみ

を有する場合は除く。)

(エ) 当該区画室は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とする。ただし、危政令第 19 条第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 の取扱形態を有しない場合は、屋根を不燃材で造ることができる。

(オ) 当該区画室が、危政令第 19 条第 2 項第 3 号の取扱形態を有する場合は、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の 1/5 未満のものを除く。）の周囲には、第 1「製造所」の例による防油措置を講じるよう指導する。◆

ただし、危政令第 19 条第 2 項第 6 号及び第 7 号の取扱形態のみを有する場合にあっては、当該区画室のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(キ) 当該区画室が、危政令第 19 条第 2 項第 2 号の取扱形態を有するものは、同号の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設ける。

(ク) 危険物を加熱する設備（危政令第 19 条第 2 項第 1 号の 2 及び第 8 号の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設ける。

(ケ) 危政令第 19 条第 2 項第 8 号の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放射するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備は併設させない。ただし、放射された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等が生じる設備を設置する場合はこの限りでない。

(サ) 危規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設ける。第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれかの消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができる。

(シ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び危規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものとする。

(3) 製油所、油槽所におけるドラム充填所の一般取扱所【S36 自消甲予発 25】

第 1 石油類又は第 2 石油類を、ドラム缶等容器充填作業から出荷までの過程で容器入り

のまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）は、積場の区画を明確にするとともに、温度管理等の防火上安全な措置を講じさせることで、一般取扱所として設置することができる。

#### （４）共同住宅における燃料供給施設の一般取扱所【H15 消防危 81】

共同住宅に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅の燃料供給施設」という。）については、次の基準により設置することができる。

##### ア 用語の定義

用語の定義については、次のとおり

（ア）「専用タンク」：灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用に使用するタンク。ただし、冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができる。

（イ）「中継タンク」：専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク

（ウ）「戸別タンク」：専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク

（エ）「供給配管等」：専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

（オ）「燃焼機器等」：戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

##### イ 規制範囲

一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限る。なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合で、冷暖房用等のボイラーによる危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として規制し、指定数量未満の場合は、燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として規制する。

##### ウ 許可数量の算定

許可数量の算定は、専用タンクの容量の合計をもって算定する。

##### エ 燃焼機器の規制

火災予防条例に定める火気使用設備として規制する

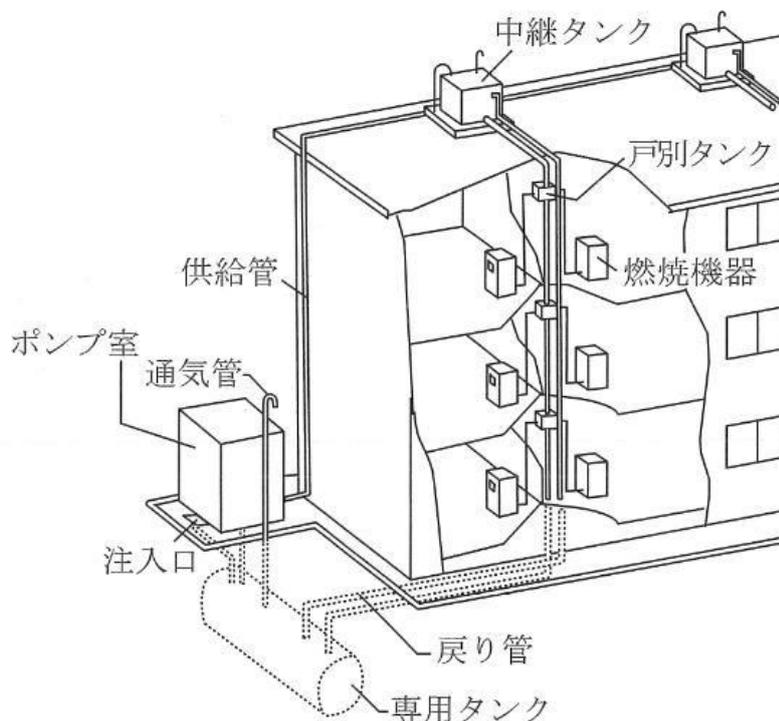
オ 位置、構造及び設備

次に適合する場合は、危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 16 号及び第 18 号から第 20 号並びに危政令第 20 条第 1 項の規定を適用しない。

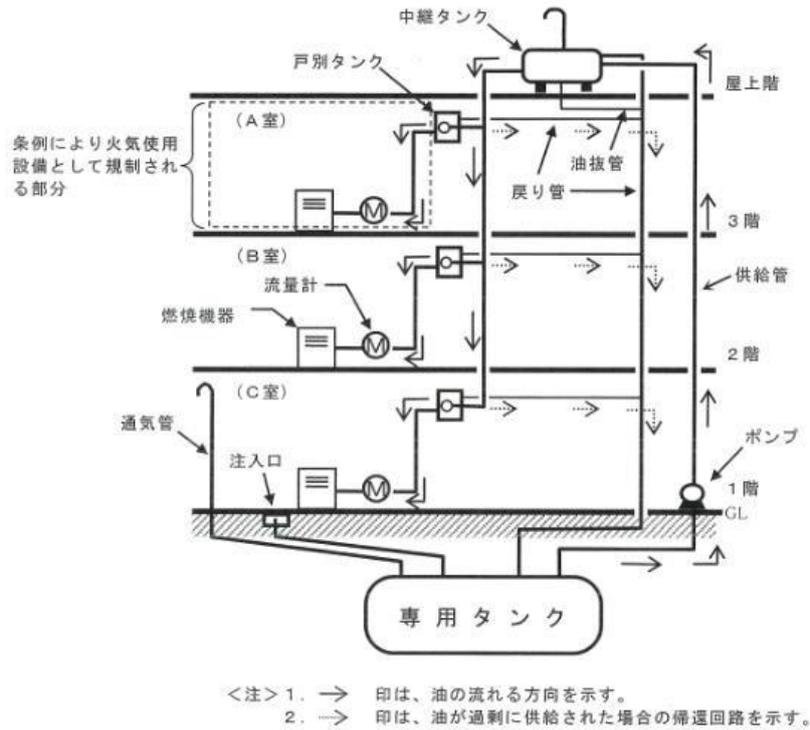
(ア) 中継タンクを有する供給方式の場合

中継タンクを有する場合は、次による（第 2-21 図～第 2-23 図参照）

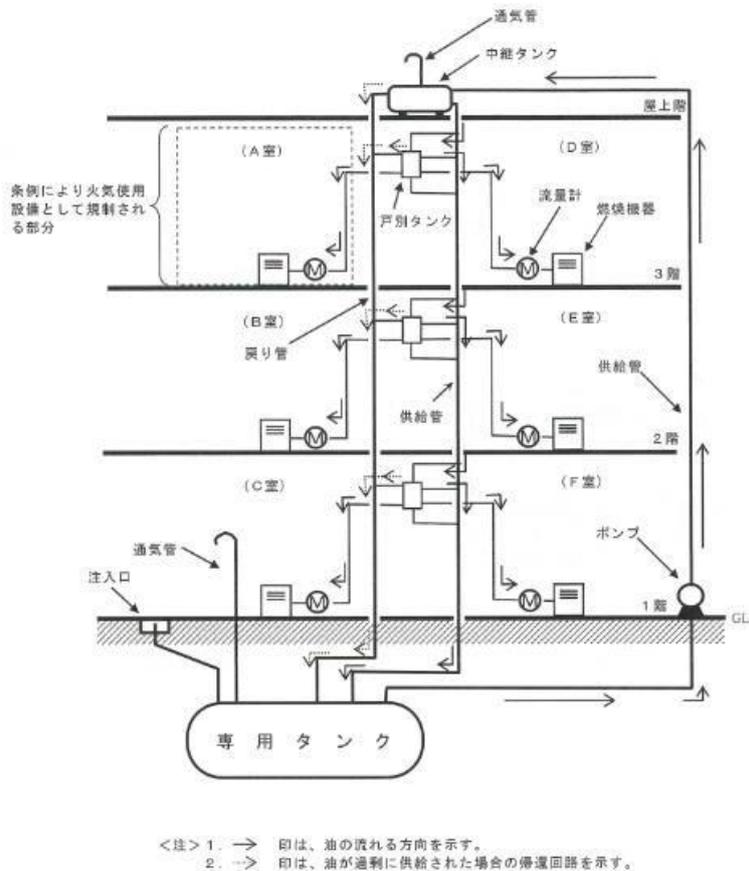
- a 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とする。
- b 専用タンクは、危政令第 12 条第 1 項（第 3 号を除く。）若しくは第 2 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 3 号を除く。）又は第 13 条第 1 項（第 5 号を除く。）、第 2 項若しくは第 3 項（これらの項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号を除く。）の規定の例による。



第 2-21 図 中継タンクを有する方式



第 2-22 図 中継タンクを有する方式の燃料系統図 (系統例 1)



第 2-23 図 中継タンクを有する方式の燃料系統図 (系統例 2)

c 中継タンクは、次による。

(a) 一の中継タンクの容量は、1,000L未満とする。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができる。

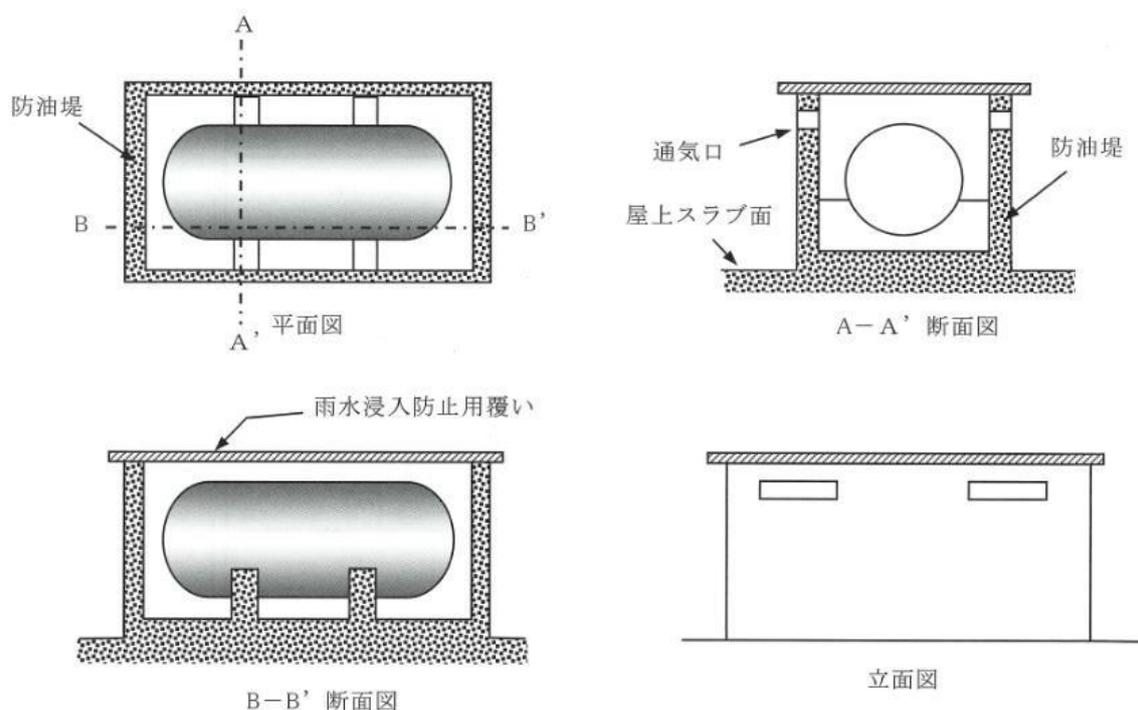
(b) 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設ける。(第2-24図参照)

① 防油堤の容量は、中継タンクの容量(中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量)以上とする。

② 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造とする。

③ 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設ける。

④ 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造とする。



第2-24図 中継タンクの防油堤概略図

(c) 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。

(d) 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用

の戻り管（当該戻り管をd(g)に規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設ける。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径の1.5倍以上の径とする。

(e) 中継タンクの戻り管には、弁を設けない。

(f) 中継タンクは、(a)から(e)までによるほか、危政令第11条第1項第4号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第5号から第9号、第11号及び第12号又は第12条第1項第5号から第8号及び第10号から第11号の規定の例による。ただし、容量200L以下の中継タンクの板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板とすることができる。

d 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設ける。この場合において、戸別タンクは次による。（2-25図、第2-25図参照）。

(a) 戸別タンクの容量は、30L以下とする。

(b) 戸別タンクは、厚さ1.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るものとする。

なお、通気管は、設けないことができる。

(c) 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設ける。

(d) 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。

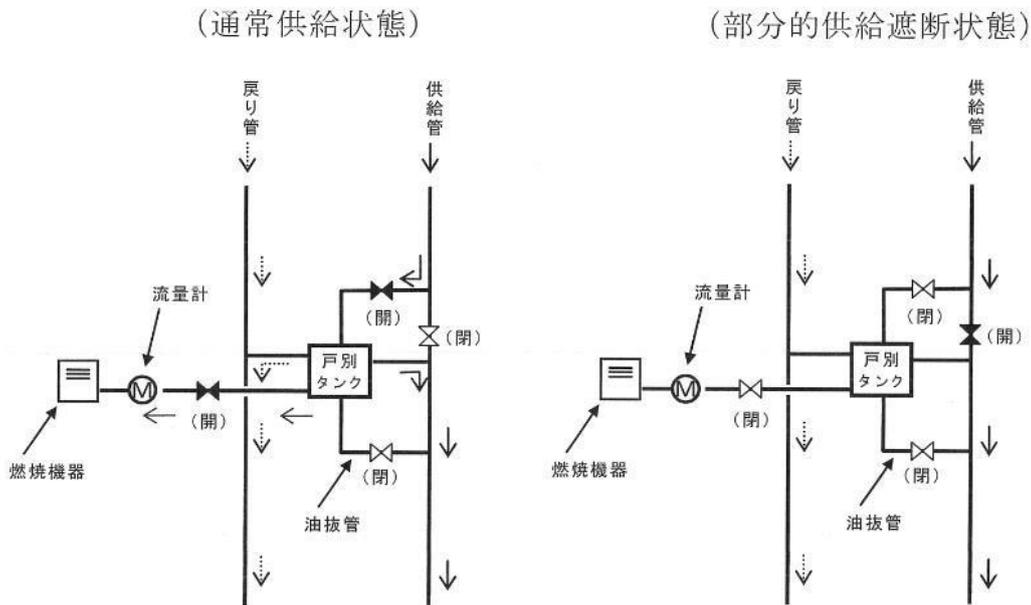
(e) 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定する。

(f) 戸別タンクの架台は、不燃材料で造る。

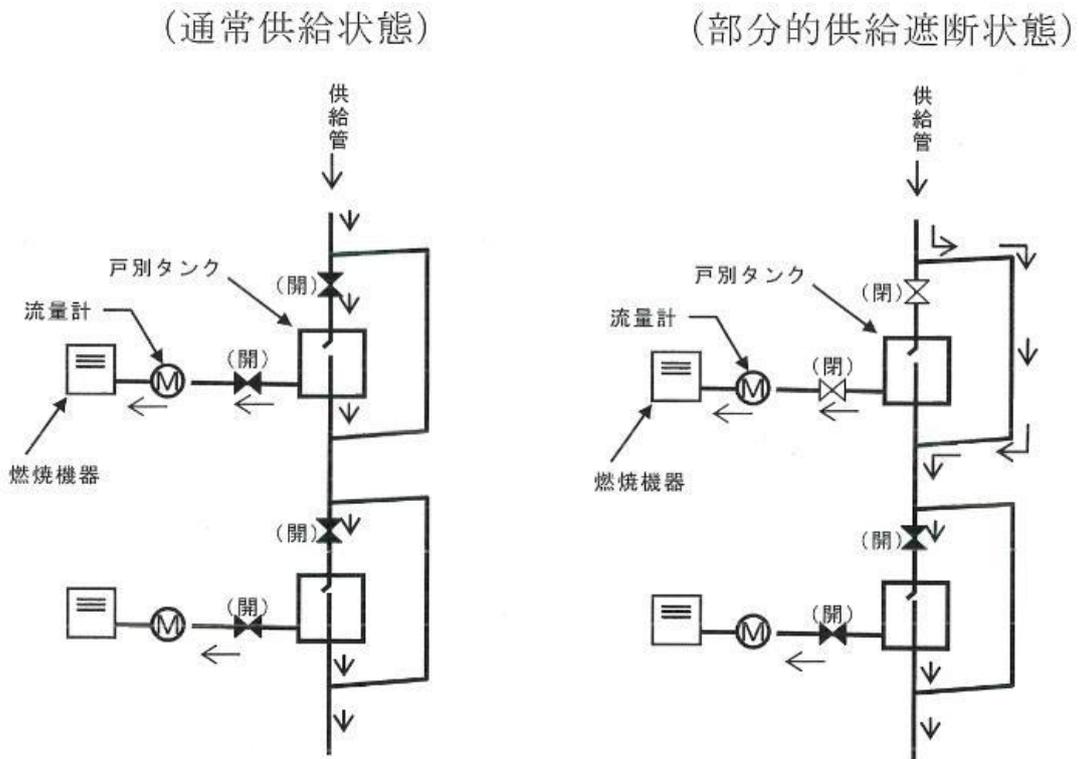
(g) 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設け、その口径は、供給用の配管の口径の1.5倍以上の径を有するものとする。ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない。

(h) 戸別タンクの戻り管には、弁を設けない。

(i) 戸別タンクに大気圧を超える圧力が加かった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置を設ける。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りる。



第2-25図 燃料供給系統詳細図（系統例1）



第2-26図 燃料供給系統詳細図（系統例2）

e 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次による。

- (a) 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接とする。
- (b) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けない。
- (c) 配管には、見易い箇所に取扱う危険物の物品名を表示する。(幅 30 cm以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色)。

なお、当該表示については、室内にある配管にあつては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に 1 箇所以上表示する。

- (d) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動及び手動の弁を設ける。(第 2-27 図参照)
- (e) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、(d)の弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置を講じる(第 2-27 図参照)。

f 消火設備は、次による。

- (a) 専用タンクには、第 5 種の消火設備を 2 個以上設ける。
- (b) 中継タンクには、第 5 種の消火設備を 1 個以上設ける。
- (c) 戸別タンクに対する第 5 種の消火設備は、建築物の各階の階段(屋外の非常階段を除く。)の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに 1 個以上設ける。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に 1 個以上設けることで足りる。

なお、当該消火設備については、法第 17 条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできない。

- (d) 屋外に設置する消火設備は、専用の収容箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

g その他の設備

- (a) 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置(以下「緊急遮断装置」という。)を設ける。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへ

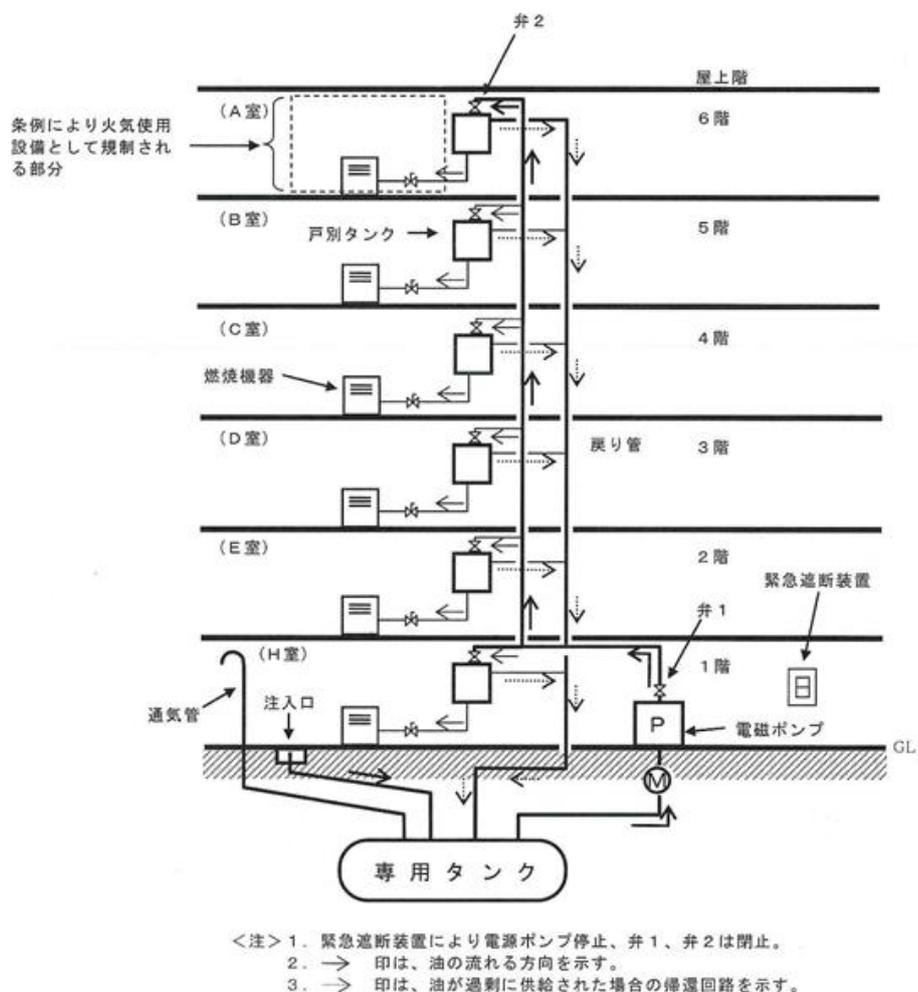
の灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有するものとする。

(b) 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設ける  
(地：赤色、文字：白色)。

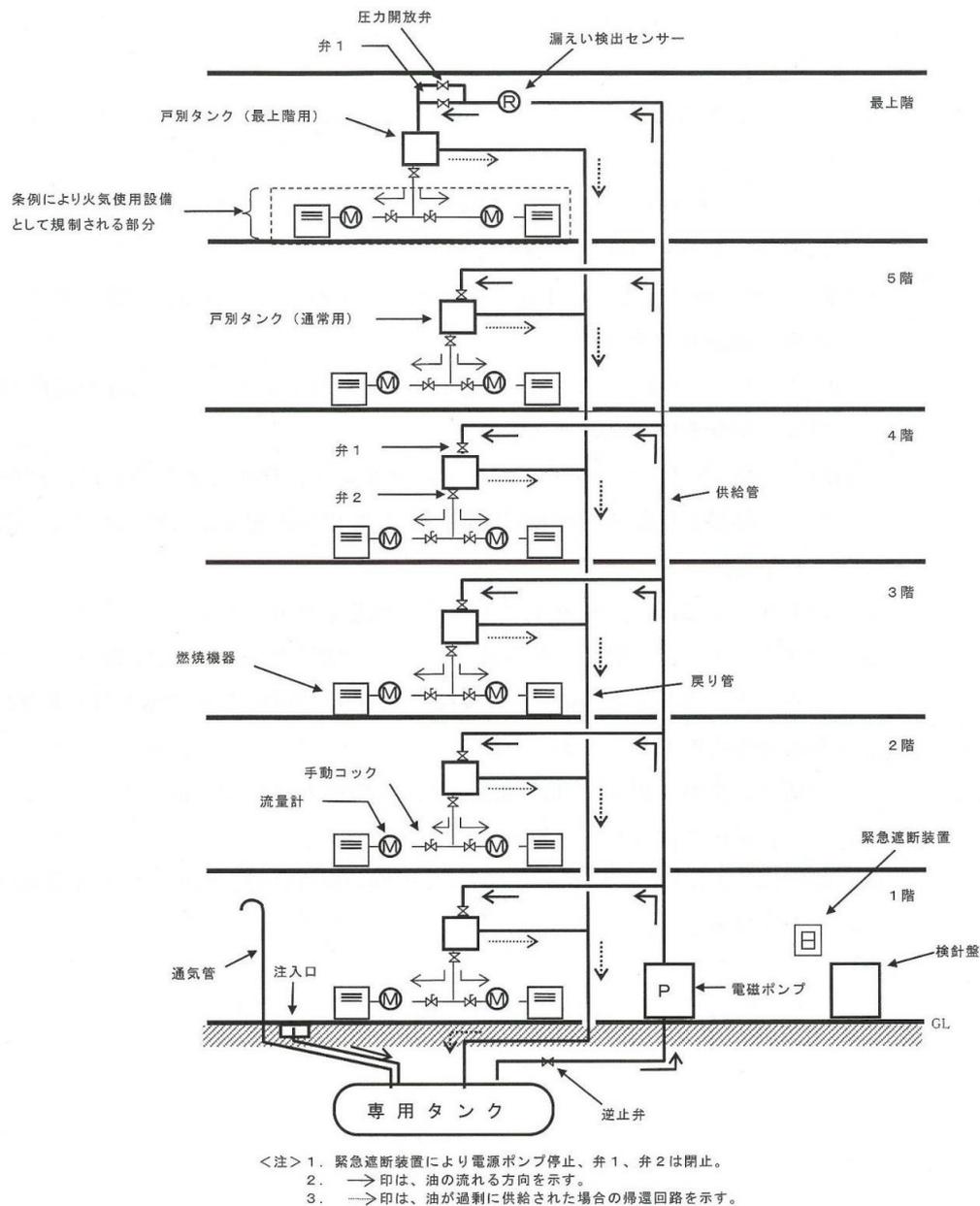
(イ) 中継タンクを有しない供給方式 (第2-27図、第2-28図参照)

中継タンクを有しない場合は、次による (第2-27図、第2-28図参照)。

- a 設置場所は、(ア) aの例による。
- b 専用タンクは、(ア) bの例による。
- c ポンプは電磁ポンプとし、次による。
  - (a) 電磁ポンプは、油漏れのない構造とする。
  - (b) 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設ける。



第2-27図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図 (系統例1)



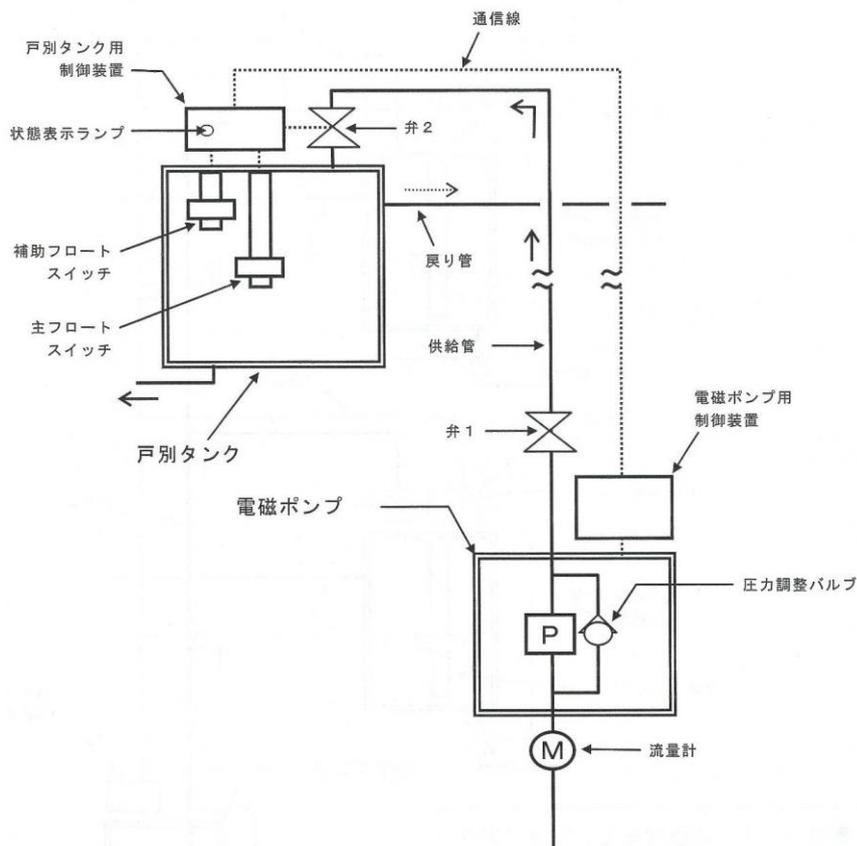
第2-28図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例2）

d 戸別タンクは、(ア) dの例によるほか、次による。（第2-29図、第2-30図参照）

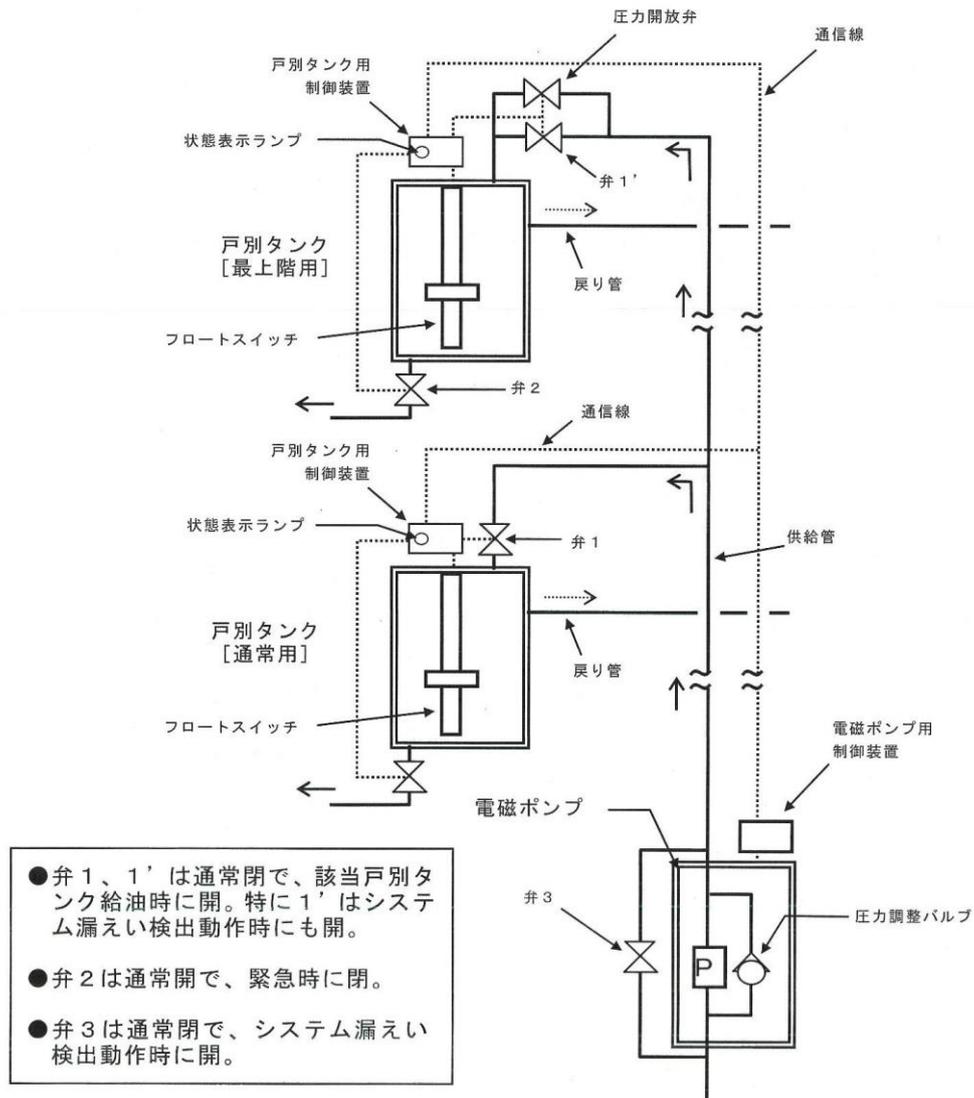
(a) 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御する。

- ① フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放する。

- ② フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖する。
  - ③ フロートスイッチの故障に備えて、②の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設ける。
  - ④ フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖する。
- (b) 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示する。
- (c) 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設ける。また、当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものとする。
- (d) 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に 2.5m以下とする。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。
- (e) 配管は、(ア) e によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設ける。



第 2 - 29 図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 1)



第2-30図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例2)

(f) 消火設備は、(ア) f(a)、(c)及び(d)による。

(g) その他の設備は、(ア) g(b)によるほか、次による。

- ① 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設ける。
- ② 緊急遮断装置には、(ア) g(b)と同様の標識を設ける。
- ③ 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止する。
- ④ 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ (以下「オイルリフター」という。) を設置する場合は、次による。

- i オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないものとする。
- ii オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有するものとする。
- iii オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置する。  
この場合において、当該戻り管には弁を設けない。
- iv オイルリフターは、十分な容量（概ね 1L 以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されているものとする。

#### (5) シールド（掘削機械）工事の一般取扱所

「シールド工事の一般取扱所」とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業（掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業）を行い、トンネルを構築していく工事において、シールドマシン内の作動油等として指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

##### ア 適用範囲

高引火点危険物のみを 100°C 未満の温度で取り扱うものに限る。

##### イ 規制範囲

(ア) 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分とする。

(イ) 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行う。

(ウ) 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。

ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有する場合は、到着点が同一場所であるか否かを問わず一の一般取扱所とする。

##### ウ 許可数量の算定

シールドマシン内の作動油等の総量（瞬間最大停滞量とする。）を合算し、算定する。

##### エ 位置、構造及び設備

危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 9 号、第 12 号及び第 21 号の規定を適用せず、次による。

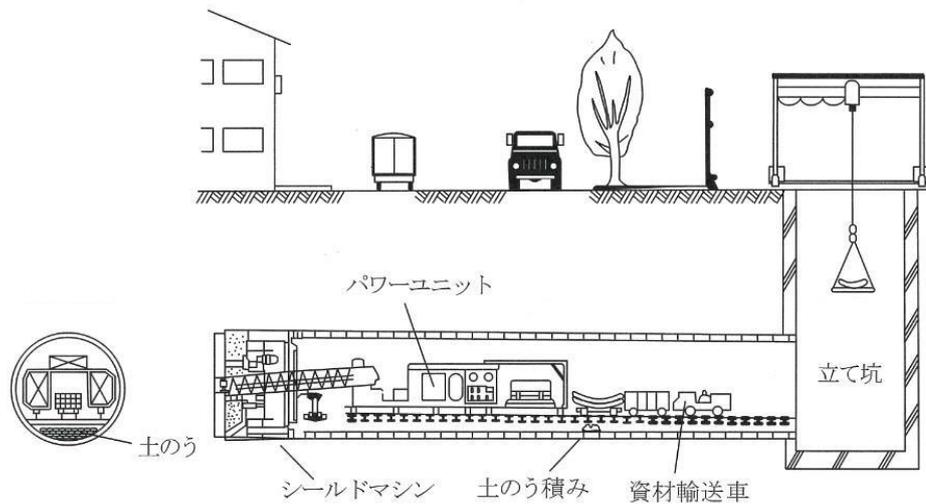
(ア) 坑内に設ける事務所、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とする。

(イ) 油圧設備には流出防止措置を講じる。（第 2-31 図参照）

(ウ) 後続台車に設けられた圧油タンクは、製造所の 20 号タンクに準じた構造とする。

(エ) 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設置する。

(オ) 変圧器は原則として乾式のものとする。



第2-31 図 流出防止措置の例

#### オ 消火設備

危政令第20条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)から(ウ)までによる。

(ア) 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取扱い実態により危険物に適用する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは、第4種消火設備のいずれかを設けること。（圧気工法による場合は固定式に限る。）

(イ) 第5種消火設備は、次による。

- a 防護範囲には適応する消火器2個以上、有効に活用できる位置に設ける。
- b トンネル、立坑等には、適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設ける。

(ウ) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするよう指導する。◆

#### カ 警報設備

危政令第21条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)及び(イ)による。

(ア) 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設ける。

(イ) 非常ベル等を、作業員に容易に知らせる範囲に設ける。

キ その他

- (ア) 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設ける。
- (イ) 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕(難燃性以上の性能を有するもの)を設ける。
- (ウ) 防護範囲内で溶接、溶断等する場合は、火災等を予防するための措置を講じさせる。
- (エ) シールド工事は、廃止の届出が提出されるまで順次移動していくため、設置許可時における審査において、作業途中における点検や油抜き取り作業の有無等を含めた工程表を添付させる。

(6) トラックターミナルの一般取扱所【S57 消防危 82】

「トラックターミナルの一般取扱所」とは、貨物の荷さばきをするための中継基地として一般貨物のほか、指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

- (ア) 第二類危険物のうち引火性固体(引火点が0℃以上のものに限る。)、第四類危険物(特殊引火物を除く。)に限る。
- (イ) 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が50以下とする。

イ 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場(プラットホーム)及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とする。

ウ 許可数量の算定

当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定する。

エ 危険物の取扱い

- (ア) 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができる。
- (イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限る。
- (ウ) (イ) の取扱場所は荷扱場に限る。
- (エ) 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置く。

オ 位置、構造及び設備

- (ア) 保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を準用する。
- (イ) 荷扱場の床はコンクリート舗装とし、危政令第23条を適用し、貯留設備を設置しないことができる。

(ウ) 集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示する。なお、危政令第 23 条を適用し、排水溝には油分離装置を設置しないことができる。

(エ) 荷扱場床面に貯留設備を、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合にあっては、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄する。

#### カ 消火設備

(ア) 消火設備は、危政令第 20 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所にあつては、第 1 種又は第 2 種消火設備並びに第 4 種及び第 5 種の消火設備を、同項第 2 号に該当するものにあつては、第 4 種及び第 5 種の消火設備を同項第 3 号に該当するものにあつては、第 5 種消火設備をそれぞれ危規則第 32 条から第 32 条の 3 まで、第 32 条の 10 (ただし書き部分を除く。)、第 32 条の 11 (ただし書き部分を除く。) の規定に基づいて設置する。

なお、この場合、一のトラックターミナル荷扱場において、危険物を取り扱う運輸業者(テナント)が複数あるものにあつては、当該運輸業者の占有場ごとに第 5 種消火設備を 1 個以上設置する。

(イ) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

#### キ その他

上記以外については、法令の定める基準どおりとする。

#### (7) 採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所

「採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所」とは、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械(指定数量以上の危険物を保有するものに限る。以下(7)において同じ。)への燃料給油行為及び当該車両系建設機械の燃料消費行為により、危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

##### ア 適用範囲

引火点 40℃以上の第四類危険物に限る。

##### イ 規制範囲

車両系建設機械及び採掘等に係る工作物及び設備とする。

##### ウ 許可数量の算定

規制対象設備の1日における燃料供給量又は燃料消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

エ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定を適用しない。

オ 消火設備

車両系建設機械1台に第5種消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種消火設備を1個以上設ける。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境下にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

(8) 動植物油類の一般取扱所【H元消防危14】

「動植物油類の一般取扱所」とは、法別表第一備考欄第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類のタンクに附属する注入口(以下(8)において「注入口」という。)及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油を取り扱う危険物施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

原則として、注入口からタンクの元弁(元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部)までとする。

イ 許可数量の算定

第1「製造所」の例による。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項各号の規定を適用する。

(9) ナトリウム・硫黄電池施設の一般取扱所【H11消防危53】

「ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所」とは、第二類の危険物の硫黄と第三類の危険物のナトリウムを密閉した金属円筒管に収めた単電池を複数組み合わせたモジュール電池からなるナトリウム・硫黄電池(以下「NAS電池」という。)において、指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲等

NAS電池を収めたパッケージ又はコンテナの一群をもって、一の規制範囲とする。

## イ 位置、構造及び設備

NAS 電池は屋外のパッケージ内又はコンテナ内に取めて設置するものとし、次の（ア）から（オ）までの基準に適合するものは、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項の基準のうち第 1 号、第 2 号及び危政令第 20 条第 1 項の規定を適用しないことができる。

（ア）当該施設で使用する単電池及びモジュール電池が、次の火災安全性能を有すること。

なお、危険物保安技術協会で実施する性能評価の適合品は、火災安全性能を有するものとする。

### a 単電池

#### （a）単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破壊した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

#### （b）単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

#### （c）単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態から運転温度から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

### b モジュール電池

#### （a）モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が完全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

#### （b）モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火災にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

#### （c）モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(d) モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(e) モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(イ) 当該施設には、NAS 電池及び関連する直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等（以下（9）において「電気設備等」という。）以外の設備等は設置しないこと。

(ウ) 保有空地

NAS 電池を取めたパッケージ及び電気設備又はコンテナ及び電気設備等の周囲に 3 m以上の幅(当該パッケージ又はコンテナの外壁から 3 m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅)の空地を保有すること。

なお、電気設備等を当該空地外に設ける場合は、電気設備等の周囲に 3 m以上の幅の空地を必要としない。

(エ) 消火設備

a 危政令別表第 5 に定める電気設備の消火に適応する第 5 種の消火設備を NAS 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積 100 m<sup>2</sup>以下ごとに 1 個設置するものとする。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

b NAS 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積 200 m<sup>2</sup>以上となる場合には、危政令別表第 5 に定める電気設備の消火に適応する第 3 種の消火設備を設置すること。

(オ) 警報設備

自動火災報知設備を設ける場合は、感知器をパッケージ又はコンテナ内の火災の発生を有効に感知することができる場所に設置する。

なお、次の要件を満たす場合に限り、交直変換装置内に感知器を設置する必要はない。

- a 交直変換装置内に温度センサーを設ける。
- b aのセンサーからの信号を遠隔監視場所、又は防災センター等の常時人のいる場所に移報し、異常の際警報が発せられるシステムを設ける。

#### ウ 遠隔監視の要件

電池施設の監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う場合の要件は、次によること。

##### (ア) 制御に係る措置

- a 次に掲げる異常又は回路遮断等（以下「異常等」という。）が発生した場合に、一般取扱所内に設置する制御装置により運転を停止し、かつ、負荷回路を自動的に遮断する措置が講じられているものとする。
  - (a) 電池温度異常
  - (b) 電池電圧異常
  - (c) 電池電流異常
  - (d) 制御装置異常
  - (e) 遠隔監視場所への運転状況データ通信用の公衆回線遮断
- b ヒーター故障が発生した場合に、ヒーター回路を自動的に遮断する措置が講じられているものとする。

##### (イ) 監視に係る措置

- a NAS 電池は、監視、制御等の危険物取扱いを当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことができる。この場合、主管課は当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ情報交換等を行うものとする。
- b (ア)の制御に係る措置の異常等又は故障が発生した場合、警報を発し、かつ、警報内容が随時表示できる監視装置を設ける。

また、警報が発せられた場合には、危険物第二類及び第三類を取り扱うことができる危険物取扱者により必要な対応が随時とれるものとする。
- c 公衆回線遮断時においても NAS 電池の製造メーカー及び現場確認する電力会社の営業所等に連絡・通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設ける。

#### エ 緊急連絡先の掲示

- (ア) 掲示場所は、一般取扱所の入口又は入口直近の見やすい場所とする。
- (イ) 掲示内容は、次の事項を記載すること。

- a 遠隔監視場所の所在地、電話番号及び担当者の氏名
- b 遠隔監視場所において制御装置から異常を監視装置に移報された場合に、現場確認又は初期対応させるために緊急連絡する電力会社の営業所等及び NAS 電池製造メーカーの所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

オ その他

(ア) 警報設備を設置する場合で、設置場所が無人となるものは遠隔監視場所に警報を発することができるものとする。

(イ) 危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合した NAS 電池にあつては、試験確認結果通知書（写）を申請書に添付させる。

(10) 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所

「油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所」とは、変電所間の送電用として敷設されている油入ケーブルの撤去又は補修工事（以下「撤去工事等」という。）に伴う絶縁油の抜き取り等で指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

なお、当局管内に敷設された油入ケーブルの撤去工事等であっても撤去工事等を実施する場所（洞道、マンホール、管路、路上等の屋外及び変電所等。以下「作業場所等」という。）が当局管内にない場合は、規制の対象としないものとする。

ア 規制範囲

作業場所等のすべてをもって、一の一般取扱所とする。

イ 許可数量の算定

規制範囲内で取り扱われる絶縁油及び発電機の燃料等を合算し、算定する。

なお、絶縁油の算定方法は、撤去工事等を行う油入ケーブルの両端に設けられている変電所等のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量をもって算定する。マンホール内においてケーブル接続部の補修工事（絶縁油を内蔵する接続部の解体及び再組立てによる更新工事等）のみを行う場合も同様とする。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条において準用する危政令第 9 条第 1 項（第 17 号を除く。）、危政令第 20 条第 1 項及び危政令第 21 条の規定について適用せず、次による。

(ア) 標識、掲示板

実際に作業を行うこととなる作業場所等の見やすい箇所(工事車両又はマンホールの入口等)に標識及び掲示板を設置するとともに、工事期間を表示する。

(イ) 照明、換気設備

作業場所等には、十分な照度を確保できる照明設備及び作業場所等の空気を置換することができる送風機等(作業場所等が洞道、又はマンホールの場合に限る。)を設置する。

(ウ) 危険物を取り扱う機械器具等

- a 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するため、絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業が行われる作業場所等の床面等に油受け皿、オイル吸着マット等を設置する。
- b 分断後の油入ケーブルから絶縁油が漏れないよう端末処理がなされるものとする。

(エ) 消火設備

- a 一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、一の作業場所等につき第5種消火設備(消火器)を2個以上設置する。

また、設置位置は、補修工事を行う作業員が有効に活用できる位置とする。

- b 撤去工事等が、地下の洞道やマンホールと地上の工事場所で同時に行われる場合は、それぞれの作業場所に第5種消火設備(消火器)を2個以上設置する。

- c 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

- d 腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

- e 絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業場所等には、消火薬剤にリン酸塩アンモニウムを90%以上含有する高性能型消火器を設置するよう指導する。◆

(オ) 警報設備

一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、作業員が火災や危険物の流出などの事故を消防機関等に報知できる電話(作業員が携行する携帯電話を含む)、拡声器等を設置する。

- (カ) (ア) から (ウ) a、並びに (エ) 及び (オ) の設備等は常に作業場所等に設置するのではなく、作業実施時に作業場所等に搬送することをもって、当該設備等が設置されているものとみなすことができる。

- (キ) 予防規程に、補修工事の安全対策及び災害時の対応等について定めるものとする(予防規程の作成義務がない場合には、社内規定、マニュアル等に定めること。)

## 6 その他の地震対策

一般取扱所におけるその他の地震対策は、第1「製造所」の例による。